

「知的財産推進計画2021」の策定に向けた意見

法人・団体名：一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産運営委員会

■「知的財産推進計画2020」重点事項（B）主としてコンテンツ分野に関するもの-（B1）デジタル時代のコンテンツ戦略

新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、知的財産戦略本部の下に設置された「デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース」などの場において、デジタル時代における著作物の利用円滑化方策など、多方面の議論を精力的に実施いただいていることに感謝申し上げます。当団体は従前より、主に私的録音録画補償金制度に関連して、当該制度が多くのステークホルダー（クリエイター、利用者、コンテンツ配信・流通事業者、機器・媒体の製造業者等）にとって重要な課題であり、当該制度の見直し等を行う場合には、公正かつ納得のあるものとなるように見直し等がなされるようお願いしておりますが、デジタル時代における著作権制度につきましても見直し等をお願いしたいと考えております。デジタル化の進展に伴い、コンテンツ視聴環境の変化、コンテンツ流通モデルやステークホルダーの多様化（例：コンテンツプラットフォームを含む大小流通事業者の市場参入、ユーザー生成コンテンツ（UGC）の流通環境の整備、n次創作の活性化等）、そして著作権保護技術の普及が進む中で、多種多様なコンテンツの適正な流通・活用の促進が我が国の文化に寄与するとともに、国際競争力の源泉となることを踏まえた上で、デジタル時代に即したさらなる権利処理の円滑化や運用面の改善が必要ではないかと考えます。以下、その例を示します。

・放送とネット配信

今年度、放送のインターネット同時配信等に関する権利処理の円滑化（権利制限規定の拡充等）の方向性が著作権分科会で示されましたが、Web キャスティングについて継続課題となっていると理解しております。利用者から見た場合に同等の効果が得られる著作物の利用についての権利処理が異なることは、制度の理解やその定着化にとっても支障となり得るだけでなく、不要なトラブルを招くおそれもあると思料します。したがって、当団体はデジタル時代の著作物流通環境がステークホルダーにとって安全・安心なものとなるよう、著作権制度の平仄が迅速に整えられ、また簡素化されることを期待します。その際、多様なステークホルダーを巻き込んだ公正・公平で納得のある検討がなされることを望みます。

・クリエイターへの適切な対価還元

私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入につきましては、一昨年度同様、内閣府、文化庁、経済産業省及び総務省からなる関係府省庁による非公開の場での議論が継続し、当団体は、関係府省庁における検討状況等を注視しております。この課題は、上述の通り多くのステークホルダーが関わる重要な問題ですので、できるだけ早い機会での議論の経過の公表を要望いたします。当団体は、公正で透明性のある検討がなされることを切望するとともに、当該制度の見直しを行う場合には、全ての関係者の懸念が検討し尽くされ、皆が納得できる解が導き出されるべきであると考えます。

以上